

# 韓国における農地所有の動向について

朴 宗彬

## はじめに

1993年末に韓国政府は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド」の農業交渉最終調整案を受け入れ、交渉を妥結させた。コメ関税化の猶予期間を10年としたものであるが、最終的に農産物の自由化がなされれば、韓国の農業は非常に難しい局面に直面することになるであろうと思われる。

それにたいして韓国政府は、交渉妥結に伴うコメの市場開放を前提として、農業競争力の強化のための対策のひとつとして、農地所有上限制の撤廃と農地賃貸借の拡大をはかっている。すなわち大規模農業の推進による、農業競争力の強化である。

ところがすでに韓国政府は、下層農家を離農させる一方で、一部農民層にたいしては、経営規模を拡大せざるを得ない方向で、上層農化を政策的に誘導してきた。しかし、大規模農業あるいは近代的農業経営というものは、いずれにしても、これかららの課題である。しかも内外の

営農条件がますます悪化している状況のもとでは、「健全な」大規模農業の育成は、ひじょうな困難を伴うであろう。

本稿では、1970年代以降の農民の経営状態の変化を概括し、そのような条件下で、農地の所有状況がどのようにになっているのかをまず検討してみたい。<sup>(1)</sup> そしてまた農地の賃貸借関係の一端として、小作料・賃借料の内容について、1974年の調査<sup>(2)</sup>と1986年の調査<sup>(3)</sup>を比較し、地主・小作人の関係にも触れてみたい。

## 1. 農家戸数と家計費充足率の推移

1970年代以降の20年間、農地経営を営む農家戸数の推移をみてみると（表1、表2）、全戸数で、70年が2,411,201戸、75年が2,284,736戸、80年が2,155,073戸、85年が1,925,869戸、90年が1,743,230戸となっており、農家戸数の減少は、70年から75年にかけて126,465戸（5.2%の減少）、75年から80年にかけて129,663戸（5.7%の減少）、80年から85年にかけて229,204戸（10.6%の減少）、85年から90年にかけて182,

(1)拙稿「1970年代韓国における農民層の動向」『朝鮮の歴史と現状』所収、緑陰書房、1988年

拙稿「1980年代前半における韓国農民の階層別経済状況について」『大阪経済法科大学アジア研究所年報』創刊号所収、1990年

拙稿「1980年代後半における韓国農民の経済状況と土地経営」『大阪経済法科大学総合科学研究所年報』

第12号所収、1993年

(2)『農地賃貸借実態調査報告書（小作慣行を中心に）』韓国カトリック農民会、1975年。以下、『74年調査』と略す。

(3)『農地賃貸借制定立のための調査研究』韓国農村経済研究院、1986年。以下、『86年調査』と略す。

韓国における農地所有の動向について

表1 農家戸数とその構成比 (単位: 戸、%)

	1970	1975	1980	1985	1990
I	2,411,201 (100.0)	2,284,736 (99.9)	2,155,073 (99.9)	1,925,869 (99.9)	1,743,230 (100.0)
II	786,795 (32.6)	690,983 (30.2)	639,575 (29.7)	579,117 (30.1)	482,703 (27.7)
III	824,347 (34.2)	828,157 (36.2)	747,579 (34.7)	686,132 (35.6)	544,457 (31.2)
IV	446,098 (18.5)	430,666 (18.8)	438,540 (20.3)	389,808 (20.2)	352,009 (20.2)
V	193,271 (8.0)	187,231 (8.2)	190,657 (8.8)	160,180 (8.3)	191,018 (11.0)
VI	160,690 (6.7)	147,699 (6.5)	138,722 (6.4)	110,632 (5.7)	173,043 (9.9)

(備考) Iは全農家、IIは経営耕地面積が0.5ha未満の層、IIIは0.5～1.0haの層、IVは1.0～1.5haの層、Vは1.5～2.0haの層、VIは2.0ha以上の層を示す。以下の表においても同じである。

(出典)『農林(水産)統計年報』当該年度版より作成。

表2 農家戸数の増減 (単位: %)

	1970-75	1975-80	1980-85	1985-90
I	△ 5.2	△ 5.7	△10.6	△ 9.5
II	△12.2	△ 7.4	△ 9.5	△16.6
III	0.5	△ 9.7	△ 8.2	△20.6
IV	△ 3.5	1.8	△11.1	△ 9.7
V	△ 3.1	1.8	△16.0	19.3
VI	△ 8.1	△ 6.1	△20.2	56.4

(出典)『農林(水産)統計年報』当該年度版より作成。

639戸(9.5%の減少)となっている。80年代に入ってきたら農家戸数の減少が顕著であり、とりわけ80年代前半の減少が著しいことが分かる。

耕地規模別に農家戸数の推移をみると、70年から79年までの期間は、農地経営規模が0.5ha～1.0ha(III)の農民層において農家戸数の減少がもっと少なく、それよりもより上層あるいはより下層において、農家戸数の減少率が高いという傾向がみられる。

ところが80年代に入ると、0.5ha～1.0ha(III)

の農民層においても、農家戸数の減少率が高くなり、経営規模の大きい農民層ほど、農家戸数の減少が甚だしくなる。そして80年代後半になると、1.0ha未満(IIおよびIII)の農民層の農家戸数の減少が激しくなり、反対に、1.5ha以上の経営規模(VおよびVI)の農民層では、83年頃から農家戸数に、増加傾向があらわれる。

これらの農家戸数の変化の背景を、家計費充足率(農業所得/家計費)との関係からみてみよう。すなわち階層別にみた農家経営の状態の

表3 家計費充足率（農業所得／家計費）  
(単位：%)

	1970	1975	1980	1985	1990
I	93.3	116.1	82.1	78.9	76.1
II	54.3	73.8	39.6	35.6	33.5
III	88.3	107.8	75.0	59.8	56.4
IV	103.7	124.0	89.9	82.9	84.3
V	119.3	138.4	101.5	103.1	96.5
VI	112.4	149.5	124.4	115.2	105.5

(出典)『農林(水産)統計年報』当該年度版より作成。

推移を、農業所得でどれだけ家計費を補っているのかという観点から、専ら農業だけで生計を維持しうる農家であるのかどうかという観点からみてみようということである。

表3の家計費充足率の推移をみると、70年から79年までの期間は、それでもまだ比較的営農条件が良かった時期であるといつてよい。すなわち農業所得で生活費をまかなうことできた時期である。しかし70年代後半から徐々に悪化傾向もみられる。

この70年代を通じて、経営農地の規模が0.5ha未満(II)の農民層は、家計費充足率が100%にとどくことはなく、農業だけでは生活のできない農民層である。ところが、この期間、0.5ha以上の農民層(III、IV、V、VI)は、家計費充足率が100%を超えており、農業所得で家計費を補うことができた。

ただし、0.5~1.0ha(III)の農民層は、70年、77~79年においては、それぞれ家計費充足率は、88.3%、95.5%、93.7%、84.3%を示しており、100%には達していないが、基本的には、農業所得で家計費を補うことができたと言っても差し支えないであろう。

以上の70年代における家計費充足率の推移が、70年代における農家戸数の減少傾向にあらわれ

ているといつてよい。0.5ha未満(II)の農民層の農家の70年代を通じての減少傾向と、0.5~1.0ha(III)の農民層における70年代後半の農家戸数の減少である。

80年代に入って、とくに83年以降、家計費充足率が各階層の農家全体において悪化し、0.5~1.0ha(III)の農民層は、60%前後の家計費充足率を占めるにすぎなくなった。1.0~1.5ha(IV)の農民層は、82年までは、からうじて100%台を維持していたが、やはり83年以降は、80%前後の家計費充足率に低下している。そして1.5~2.0ha(V)の農民層は100%前後、2.0ha以上の経営規模(VI)の農民層は110%前後の家計費充足率に低下している。

このような80年代の家計費充足率の全般的な悪化傾向は、とくに1.0ha未満(IIおよびIII)の農民層の農家戸数の減少を甚だしくさせたが、他方でとくに1.5ha以上(VおよびVI)の農民層の農家戸数を増加させた。

この1.5ha以上層の農家戸数の増加は、家計費充足率の全般的な悪化傾向のなかで、家計費を充たすことのできる経営耕地の規模が1.5ha以上であるという条件のもとでは、農業経営規模の拡大こそが生活維持のための必須条件であり、そのために農地の購入あるいは農地の借入

れによって、規模の拡大を行わざるを得なかつたのである。

80年代に入って、とくに80年代後半の農家戸数の移動は、1.0ha未満（ⅡおよびⅢ）層を基本にした離農であり、0.5～1.0ha（Ⅲ）の農民層の一部、1.0～1.5ha（Ⅳ）の農民層、1.5～2.0ha（Ⅴ）の農民層の上層農化によるものである。

しかしながら、農地の購入によってであれ、借入れによってであれ、経営規模の拡大は、生活維持を可能にする限りであって、営農条件によつては、経営規模の拡大にも制約が伴うことも、当然である。

家計費充足率の推移にみられる農家の経営条件の変化は、農業収入の大半を米の収入に依存する条件のもとでは、政府の穀物価格政策、とくに米価政策によって決まるといってよい。

1960年代に始まる「高度成長」を支えた「低穀価維持政策」のなかで、60年代末には農業の衰退と農民の生活の悪化がますます甚だしいものとなった。農工間の所得格差がますます拡大し、穀物生産とくに米穀生産の低下が顕著になった。米穀生産の低下は、食糧自給率の低下をもたらしただけでなく、農産物輸入の増加をもたらし、それはまた、慢性的な貿易赤字に悩む韓国にとって、大きな負担ともなった。<sup>(4)</sup> 食糧増産が至上課題として提起されることとなったのである。

そして価格政策として、1960年代末から、物価上昇率を上回る水準で、米穀の買い上げが行われるようになった。さらに70年代に入るとともに、セマウル運動の展開と多収穫品種米の普及がはかられることとなった。

73年末のオイルショックの影響による激しいインフレと貿易赤字の拡大累積は、インフレの沈静化と輸出力強化のための低賃金を必要不可欠とし、また他方で「二重穀価制度」による財政赤字の負担の軽減が急務となつた。そして76年からは、「穀価安定政策」がとられることになった。すなわち、物価上昇率を下回る水準でしか、米穀の買い上げが行われない「低穀価政策」への回帰である。<sup>(5)</sup>

そのような政策的誘導による、80年代の農業所得の相対的低下は、農家の家計費充足率のますますの悪化としてあらわれ、また農家経営をますます困難な状況に追いやることになる。農工間の所得格差のますますの拡大と農家負債の増大、そして離農の増大がさらに甚だしいものとなった。

86年に政府は、そのような農業経営の困難を克服するために、「農漁村総合対策」を発表したが、それは農家所得源を多様化し、農外就業機会を拡大することなどを骨子とするものであり、また農地賃貸借法の制定をおし進めようとするものであった。言い換えれば、それは、一方で、農業所得の増大を断念し、兼業所得の増大によって農家所得を補填させようとするものであり、また離農を奨励するものであった。他方で、それは、営農規模の拡大、大規模農家の育成をはかろうとするものでもあった。

## 2. 経営耕地の所有構造

表4における耕地規模別農家経営耕地面積は、階層ごとの農家戸数に、階層ごとの戸当経営地面積を乗じて得た数字であり、また1985年以降

(4)『農業年鑑』(1971年度版)、農業協同組合中央会、1971年、3ページ

(5)金聖昊他編『韓国農政四十年史(下)』韓国農村経済研究院、1989年、41ページ

表4 経営耕地面積

(単位: ha、%)

	1971	1975	1980	1985	1990
I	2,271,307 (100.0)	2,239,692 (100.0)	2,195,822 (100.0)	2,157,898 (99.8)	2,130,657 (100.0)
II	245,087 (10.8)	211,835 ( 9.5)	187,318 ( 8.5)	164,672 ( 7.6)	147,078 ( 6.9)
III	587,176 (25.9)	601,655 (26.9)	551,700 (25.1)	521,003 (24.1)	413,644 (19.4)
IV	543,804 (23.9)	522,945 (23.3)	535,148 (24.4)	487,780 (22.6)	441,790 (20.7)
V	339,485 (14.9)	321,016 (14.3)	326,544 (14.9)	276,738 (12.8)	332,004 (15.6)
VI	434,023 (19.1)	409,152 (18.3)	383,824 (17.5)	292,327 (13.5)	466,940 (21.9)
準農家	121,732 ( 5.4)	173,089 ( 7.7)	211,288 ( 9.6)	415,378 (19.2)	329,201 (15.5)

(備考) 1985年、1990年の面積は、それぞれ戸当面積に戸数を乗じて算出した。

(出典)『農林(水産)統計年報』当該年度版より作成。

の準農家の耕地面積は、各階層の農家経営耕地面積を合計したものを総農家経営耕地面積とし、総農家戸数に全農家戸当経営耕地面積を乗じたものから総農家経営耕地面積を減じて得た数字である。

経営耕地面積についてみてみると、総耕地面積(I)は、1971年から1990年までの間に約16万ha減少した。

60年代末からの工業団地の造成と都市周辺の宅地化など、農地の転用によって、耕地面積の減少は甚だしいものであったが、それは穀物自給化政策とは相容れないものであったので、政府は、73年から実施された「農地保全および利用に関する法律」を制定公布することによって、農地の転用を強力に抑制しようとはかった。また他方で、75年には、「農地拡大開発促進法」を制定し、農地の拡大開発をはかった。その影響もあって、74年以降の減少が幾分緩和された

が、それでも毎年ほぼ1万haづつ減少している。

階層別にみると、0.5ha未満(II)の農民層の経営する耕地は、毎年2~3万haづつ継続して減少しており、構成比においても71年の10.8%から90年には6.9%に減少している。この層は、農地売買の機会さえあれば、農地を売り払い、いつでも離農する階層である。

0.5~1.0ha(III)の農民層では、70年代後半から減少が甚だしく、すでに、0.5ha未満(II)の農民層と同じ性向を持った農民層とみてよい。1.0~1.5ha(IV)の農民層は、80年代前半から減少している。

他方、1.5~2.0ha(V)の農民層が経営する耕地面積は、1.0~1.5ha(IV)の農民層と同じように、80年代前半に減少するが、80年代後半には、それとは異なって増加している。また2.0ha以上(VI)の農民層においても同様の傾向がみられる。

韓国における農地所有の動向について

表 5 借用農地率

(単位 : %)

	1970	1975	1980	1985	1990
I	17.6	13.7	21.3	30.5	37.4
II	12.4	14.6	15.5	28.5	26.8
III	16.2	15.5	20.8	28.9	31.1
IV	20.0	15.2	24.0	32.3	36.0
V	16.1	13.8	23.5	30.7	37.7
VI	20.2	8.6	17.2	30.9	44.1

(出典)『農林(水産)統計年報』当該年度版より作成。

このような傾向は、前項でみた農家戸数の変化とほぼ同様の傾向を示すものである。すなわち経営規模の拡大によって、生活維持をはからうということなのである。

準農家とは、学校、政府機関、宗教団体、企業体等のことをいうが、1984年以降には統計が計上されていないので、すでに述べたように、戸当耕地面積に農家戸数を乗じることなどによって算出した。

準農家経営耕地面積は、74年までは、13万haほどであったのが、その後急激に増加し、82年には約43万ha、総耕地面積の19.7%を占めるにいたっている。89年までは、約40万ha、19%以上を占めていたが、90年に33万haに減少した。すなわち、農家経営面積が減少する中で、準農家の経営面積は拡大したのである。

70年代後半における準農家経営耕地面積の増大は、土地投機によるものであって、それ以前の13万haを超える増加分は、企業などによる土地経営とみられるものである。

また、1990年における2.0ha以上層(VI)の農家経営耕地面積の353,283ha(89年)から466,940haへの11万haの増加と、準農家経営耕地面積の411,038ha(89年)から329,201haへの8万haの減少との関連性についても考慮すべきであろう。たとえば準農家の農家への転身、また

は農地の農民への貸与などである。

つぎに、それぞれの階層の農民が経営する農地の所有非所有についてみてみよう。

表5の借用農地率(経営農地のうち借用農地の占める割合)をみると、全農家の平均で、1970年の経営農地の借地率が17.6%であったが、年々減少し、74年には13.2%にまで減少している。そして75年に13.7%、76年に14.1%であったのが、77年に18.2%に増加した後、農業経営の悪化にしたがって、年を追って借地率が大きくなっている。

経営耕地規模別にみると、70年代においては、借地率がもっとも高い階層は、1.0~1.5ha(IV)の農民層であり、それより上層あるいは下層に向かうにつれ、借地率は低くなってしまい、76年頃までは借地率の低下と平均化がその基本的な傾向であった。それ以降は、反転して借地率が高くなっている。とくに上層農家ほど借地率が高く、1990年には、2.0ha以上層(VI)の借地率は44.1%にまで上昇している。

1980年の改定された憲法による農地賃貸借の許容、1986年に制定された「農地賃貸借管理法」(1991年、施行令制定)などは、農地賃貸借の合法化への道をつくるものであって、農地の賃貸借を奨励することになる。

言い換えれば、70年代の農業経営の相対的安

定の時期には、農地の購入による自作地の拡大が一部みられたわけであるが、それ以降は、農業経営が悪化するにしたがって、自作地の手放しと借地による農業経営に頼らざるを得なくなっているということである。ただし農業経営の悪化は、下層におけるほど、経営の拡大は困難さを伴い、離農を迫られることになる。

したがって、上層農家ほど借地率が高くなる。すなわち生活を維持するためには、経営規模の拡大が必要不可欠であることを意味するからである。

以上の点は、まさに上層農家において、農家戸数の増大、経営耕地面積の増大としてあらわされている点と符合するものである。すなわち農業経営を行う以上、家計費充足率でみたように、経営規模を少なくとも1.0ha以上に、あるいは1.5ha以上に拡大してこそ、やっと農業所得で家計費を補うことが可能となるのである。

もちろん、経営農地の規模拡大は、農地の購入ということもあるであろうが、もともと生活を維持するということが問題であって、資金的に余裕がないのであるから、借地によってしか、経営規模の拡大をはかりようがないのである。

1986年10月の実態調査によれば、農家が農地を賃借する理由を、耕作規模の拡大としているのが69.2%にも及んでおり、離村農家の田畠引き受けが15.6%、圃場の集団化が1.9%、連作被害が1.2%、その他12.1%となっている。<sup>(6)</sup> 経営規模の拡大を農地の賃借に頼らざるを得ないのである。

そして1.5ha未満（II、III、IV）の階層で経営規模を拡大することができない農家は、いいかえれば、経営規模を拡大するための働き手を欠いていれば、あるいはまた経営規模拡大のた

めのなんらかの条件を満たすことができなければ、生活自体が成り立たなくなる。したがってその場合は、土地を手放して離農するか、さもなければ土地を貸して、小「地主」とならざるを得ない。

その結果として、自作農が加速的に減少し、反対に「自借農」が加速度的に増加するといった形態をとることにもなる。すなわち、74年には、自作農が68.4%、「自借農」が27.8%、純「賃借農」が3.8%という農家構成比であったのが、83年には、自作農が40.2%、「自借農」が56.9%、純「賃借農」が2.9%という農家構成比に変化したように、自作農と「自借農」の比率が逆転した。さらに、85年には、自作農が35.3%、「自借農」が62.6%、純「賃借農」が2.1%というように、自作農の減少と「自借農」増大傾向がますます大きくなっている。<sup>(7)</sup>

借用農地を貸付地主別にみると、耕作地主の貸付地の比率は年々低下し、不耕作地主の貸付地の比率が年々高まっている。1971年末に耕作地主の貸付地が16.5%、不耕作地主の貸付地が83.5%であったのが、1988年末には耕作地主の貸付地が9.2%にまで低下し、不耕作地主の貸付地が90.8%をも占めるにいたっている。（表6）

農地賃貸料収入の比率を経営耕地面積別にみると、1985年に、0.5ha未満層（II）の小規模経営農家が44.3%を占めており、0.5～1.0ha（III）の農民層が28.6%を占めている。1.0～1.5ha（IV）の農民層は15.5%、1.5～2.0ha（V）の農民層は5.7%、2.0ha以上（VI）の農民層は5.9%を占めているにすぎない。1989年には、0.5ha未満（II）の農民層が47.8%、0.5～1.0ha（III）の農民層が27.5%を占めており、1.0～

(6)前掲『86年調査』30ページ

(7)同上『86年調査』37ページ

## 韓国における農地所有の動向について

表6 貸付地 (単位: %)

	1971	1974	1978	1985	1988
耕作地主貸付地	16.5	17.1	16.7	16.8	9.2
不耕作地主貸付地	83.5	82.9	83.3	83.2	90.8

(出典)『農家経済調査結果報告』当該年度版より作成。

1.5ha (IV) の農民層は11.0%、1.5~2.0ha (V) の農民層は3.9%、2.0ha以上 (VI) の農民層は9.9%となっている。<sup>(8)</sup>

農地賃貸料を一定とするならば、農地賃貸料収入の比率は、貸付地の比率を示すことになる。したがって、耕作地主の場合、農地を貸し付けているのは、小規模農家であることが分かる。すなわち、農業経営の困難さと労働力不足などから貸し付けを行いつつ、一部を自らが耕作しているのである。

### 3. 小作料・賃借料について

1974年は、すでにみたように、まだ相対的に農業経営が安定していた時期であったが、1986年は、農業経営が悪化をたどっている時期であり、そのような状態が現在に至っている。

それを念頭において、小作料あるいは賃借料について、1974年と1986年の実態調査を比較してみたい。ここでは、74年に韓国カトリック農民会が実施した実態調査にもとづく『農地賃貸借実態調査報告書(小作慣行を中心にして)』と、86年に韓国農村経済研究院が実施した実態調査などをまとめた『農地賃貸借制定立のための調査研究』にしたがって、小作料・賃借料を検討してみる。

(8)前掲「1980年代後半における韓国農民の経済状況と土地経営」35ページ

(9)前掲『74年調査』15ページ

ちなみに、74年の調査では、調査対象の借地率が13.6%、雇只、位土の面積を合計すれば、16.4%になる。<sup>(9)</sup> これは、農林水産部の統計による74年の借地率、13.2%に近い。また86年の調査は農林水産部の統計対象を考慮したものとなっている。その点を念頭において両者を比較してみることにする。

まず契約方法をみてみよう。74年の調査では、口頭契約が1,251件で93.2%を占め、書面契約は55件で4.1%、不明が36件で2.7%である。<sup>(10)</sup> 口頭契約が圧倒的に多い。

86年の調査でも、口頭契約が92.3%を占めており、書面契約が7.7%である。<sup>(11)</sup> 口頭契約は、ほぼ同様の割合を占めているが、74年に比して、86年には、書面契約が若干増加している。いずれにしても、口頭契約がほとんどであるといつてよい。

小作契約期間・賃貸借契約期間は、74年の調査では、定めていないものが907件(67.6%)あり、1年契約が349件(26.0%)となっている。定めていないものというのとは、慣習的には契約は延長されるものと考えてよいが、一方で、いつでも契約を破棄することができるといった意味にとれば、1年契約という範疇に入れて考えてよいと思われる。したがって合計すれば、1256件(93.6%)となる。また2~3年契約は

(10)同上『74年調査』125ページ

(11)前掲『86年調査』54ページ

39件（2.9%）で、4～6年契約が11件（0.8%）、7年以上が2件（0.1%）、不明が34件（2.5%）である。<sup>(12)</sup>

86年の調査では、小作契約期間・賃貸借契約期間（1年生作物）は、1年契約が76.5%、2年契約が9.8%、3年契約が11.3%となっている。2年契約と3年契約を合計すれば、21.1%となる。また、4年契約以上のものは、2.4%である。<sup>(13)</sup> 74年の調査と比較すれば、1年契約の割合が93.6%から76.5%に減少し、2～3年契約は、2.9%から21.1%に増加している。すなわち、契約期間についていえば、若干、長くなっているといつてよい。

小作料・賃借料の決定方法についてみれば、74年の調査では、定租（定額）が674件（50.2%）で打租（定率）が596件（44.4%）であった。<sup>(14)</sup> わざかながらではあるが、定租（定額）によって小作料・賃借料を決定する場合のほうが多い。

86年の調査では、田畠全体の平均としては、定租（定額）が51.2%で、打租（定率）が48.8%であって、定租（定額）による場合のほうが多く、74年の調査とかわらない。ただし、水田だけについてみれば、定租（定額）が36.2%で、打租（定率）が63.8%であって、打租（定率）による場合のほうが多い。反対に、畑作の場合には、定租（定額）が66.0%、打租（定率）が34.0%であって、定租（定額）による場合のほうが多い。<sup>(15)</sup>

小作料・賃借料の支払方法についてみれば、74年の調査では、金納が125件（9.6%）、物納が1,055件（80.7%）であるが、他の農産物で

支払うというものが56件（4.3%）あり、それも物納とすれば、合計1,111件（85.0%）になる。<sup>(16)</sup> 圧倒的に物納が支配的である。

86年の調査では、水田の場合、金納が14.9%、物納が85.1%で、やはり圧倒的に物納による小作料・賃借料の支払いが多い。<sup>(17)</sup> 74年の割合とほぼ同じである。ただ、金納だけをとってみれば、74年の9.6%から、86年には14.9%に増加している点には、注目しておきたい。また、畑作の場合、金納が44.3%、物納が55.7%であって、金納形態の小作料・賃借料支払いが、半数近くを占めている。

畑作の場合、商業作物の生産を行うことが多いと思われるが、その場合、収入は貨幣収入が主たるものであり、したがって、金納支払いが多くを占め、また定租（定額）による方法が多くとられる。

小作料率・賃借料率をみれば、74年の調査の場合、打租（定率）による場合であるが、33%の小作料・賃借料を支払っているものが20件（3.4%）、40%の小作料・賃借料を支払っているものが27件（4.5%）を占めている。合計すれば、47件（7.9%）である。また、50%の小作料・賃借料を支払っているものが473件（79.4%）を占めている。<sup>(18)</sup>

86年の調査では、水田の場合、小作料率・賃借料率をみれば、31～40%の小作料・賃借料を支払っているものが700戸（22.6%）を占めており、41～50%の小作料・賃借料を支払っているものが1,991戸（64.2%）を占めている。<sup>(19)</sup> 74年の調査と対応させてみれば、小作料率・賃借料率が、少し低くなっていることを知ることが

(12)前掲『74年調査』120ページ

(13)前掲『86年調査』61ページ

(14)前掲『74年調査』34ページ

(15)前掲『86年調査』81ページ

(16)前掲『74年調査』36ページ

(17)前掲『86年調査』83ページ

(18)前掲『74年調査』39ページ

(19)前掲『86年調査』69ページ

できる。

小作料・賃借料以外の負担についてみてみると、農地税の負担にたいして、74年の調査では、地主が全額負担している場合が32.1%、小作人・賃借人が全額負担している場合が37.3%、両者で負担している場合が9.4%となっている。<sup>(20)</sup>

86年の調査では、水田の場合、地主の全額負担が67.8%、小作人・賃借人が全額負担している場合が17.6%、両者で負担している場合が14.6%となっている。畑の場合でも、地主の全額負担が69.3%、小作人・賃借人が全額負担している場合が21.4%、両者で負担している場合が9.3%となっている。<sup>(21)</sup> 地主の負担が増大するケースが増え、反対に小作人・賃借人が全額負担するケースが減少していることが分かる。

参考までに、74年の調査の肥料代の負担と86年の調査の肥料農薬代の負担を比較してみよう。

74年の調査では、肥料代の負担は、地主の全額負担が4.0%、小作人・賃借人の全額負担が89.1%、共同で負担するケースが4.9%である。<sup>(22)</sup>

86年の調査では、地主の全額負担が9.4%、小作人・賃借人の全額負担が86.7%、共同で負担するケースが3.9%である。<sup>(23)</sup> この場合は、どちらの場合も、小作人・賃借人が全額負担するケースが多い。

農地税の負担が、農地所有者の所有権に起因するものと考えるのであれば、地主が負担するのが当然であると考えるべきであろう。他方、肥料代などについては、直接的に生産物の生産性に関するものであるとするなら、生産者が負担すべきであろう。肥料代などについては、すでにほんどの場合、生産者である小作人・賃借

人が負担してきたのであるから、農地税の負担がまだ小作人・賃借人におしつけられているのは、実質的な小作料・賃借料の負担増を意味する。

口頭契約がほとんどであり、契約期間が短く、さらに小作率・借地率が高く、圧倒的に物納形態が支配的であるといったことは、決して韓国の地主・小作人の関係が近代的な関係にあるとは言い難いであろう。大多数を占める不在地主にしても、在村地主にしても、地主の所有農地の規模は、小さい。そのような小地主による小作地の経営は、古くからの慣習に従った地主・小作人の関係を、形態として維持しながら、行われているのである。

しかしながらまた、74年の調査と86年の調査の検討からみたように、徐々にではあるが、小作人・賃借人の負担も相対的に軽減してきていることも事実である。今後、ますます営農条件が悪化することを前提すれば、借地による農業経営が可能かどうかということは、小作人・借地人の負担の大幅な軽減とかれらの権利・権益の拡大しだいということになる。

## おわりに

1970年代前半の比較的営農条件が安定していた時期から、70年代後半の「低穀価政策」への回帰に始まり、徐々に営農条件が悪化し始める。そして80年代に入ると、家計費充足率の推移からも知ることができるように、農民の生活はますます悪化した。

そのような中で、86年に「農漁村総合対策」が発表され、経営農地の拡大によってしか、生

(20)前掲『74年調査』47ページ

(21)前掲『86年調査』96ページ

(22)前掲『74年調査』47ページ

(23)前掲『86年調査』100ページ

活を維持できない状況がつくられる。さらに1990年には、「農漁村発展特別措置法」が制定公布され、専業農家の育成、営農組合法人の育成、委託営農会社の育成等が前面にうちだされる。

そして、一方においては、小規模な不在地主の増大と小規模農民の地主化が進み、他方においては、自作農の減少と借地農の増大そして小規模農民の離農が進展することになる。借地による上層農化は、地主との関係において、すなわち借地条件が有利になるかどうかが問題となるであろうし、そして同時にやはり生産費、販

売価格等の営農条件次第だともいうことができる。こうした意味からすれば、現状の借地による上層農化は、不安定なものと見なければならないであろう。

そうであればなおさら、農産物自由化による低廉な外国農産物との競争に打ち勝つだけの条件は、現状では少ないといえる。食糧自給といった意味からも、コメをはじめとする主な農産物の生産費が保証されることが必要不可欠であろう。

